

知事コメント  
(国地方係争処理委員会の審査結果について)

沖縄防衛局のサンゴ類特別採捕許可申請2件に関し許可処分をするよう、農林水産大臣から受けた是正の指示について、沖縄県はこれを不服として、令和5年5月1日に国地方係争処理委員会に対し審査の申出をしたところでありますが、本日開かれた同委員会において、農林水産大臣の指示が違法でないとの結論に至ったとの連絡を受けました。

沖縄県は、同委員会において、

沖縄防衛局はサンゴ類の生息場所で地盤改良工事をするための沖縄県の承認を受けておらず、事実として埋立てができないため、サンゴ類採捕の「必要性」が認められないこと、

農林水産大臣の指示が根拠とする国土交通大臣の裁決は、無効なものであるため、指示の根拠を欠くこと、

指示には、法律が本来予定しない効果を得ようとする権限の濫用が認められること、

などから、農林水産大臣から受けた是正の指示は、違法であると主張してまいりました。

国地方係争処理委員会は、平成11年の地方自治法の改正により、国と地方公共団体の関係が対等・協力の関係となったことを受け、地方公共団体に対する国の関与の適正を確保するため、国と地方との間で係争が生じた場合に、両者の間に立って、公平・中立な立場から判断する第三者機関として設置されました。県としては、このような同委員会の役割に期待して県の主張を述べてきたところです。

しかしながら、今回、同委員会が沖縄県の主張を認めず、このような結果となったことは、非常に残念であります。

沖縄県としましては、同委員会の審査結果を精査するとともに、今後の対応について慎重に検討し、適切に対応してまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年7月14日  
沖縄県知事 玉城 デニー